

損害保険会社らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について（全体概要）

〔認定した違反行為〕

損害保険会社が、他の損害保険会社と共同して、見積り合わせや入札において各社が提示する保険料等に関して情報交換を行って調整していた。

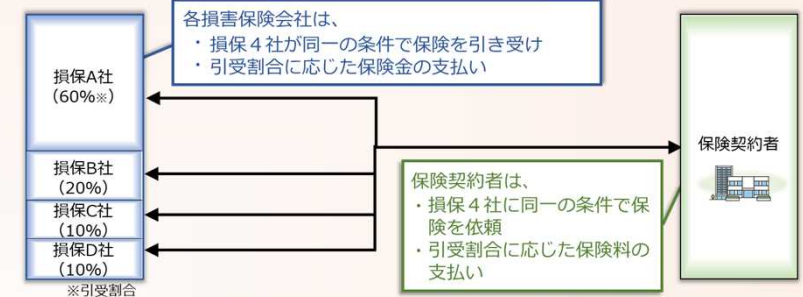
また、損害保険代理店※1が、損害保険会社間の情報交換に協力している事例※2があった。

公正取引委員会

- ①独占禁止法違反行為を行っていた損害保険会社及び損害保険代理店に対して、**排除措置命令及び課徴金納付命令を发出**
- ②独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、「**共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について**」を公表
- ③金融庁及び日本損害保険協会に対し、**独占禁止法遵守について、損害保険会社等への周知徹底を要請**

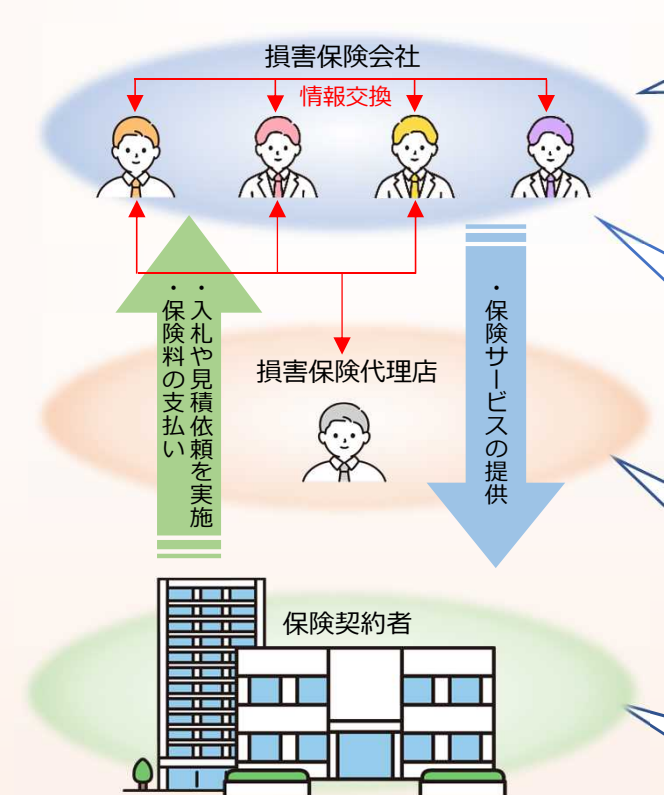
共同保険とは

- ・損害保険会社1社では引き受けることが困難な巨大なリスクを、**複数の損害保険会社が共同で引き受ける保険**
- ・各損害保険会社が同一の内容（保険料その他各般の条件）で保険を引き受けることを前提



保険契約者・発注者	保険契約形態	違反事業者				
		三井住友海上	損保ジャパン	あいおい	東京海上	(損害保険代理店) 共立
JERA	共同保険	○	○	○	○	—
コスモ石油	共同保険	○	○	○	○	—
JOGMEC	共同保険	○	○	—	○	○
シャープ	共同保険	○	○	—	○	—
京成電鉄	共同保険	○	○	○	○	—
警視庁	単独保険	○	○	—	○	—
東京都	単独保険	○	○	—	○	—
仙台空港	共同保険	○	○	—	○	—
東急	共同保険	○	○	○	○	—

〔損害保険契約の流れと認定した違反行為〕



共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について

【共同保険に係る独占禁止法上の留意点】

- ◆ 保険契約者が競争を求めている場合に、損害保険会社が、他の損害保険会社と共同して、事前に幹事会社、引受割合、保険料率等を決定などすることは**原則として独占禁止法上の問題**となる
※損害保険代理店を介して情報交換等した場合も同様

【共同保険に係る競争政策上の留意点】

- ◆ **損害保険会社（引受けを要請する保険契約者も含む）**
 - 損害保険を提供する取引分野における損害保険会社のほとんどが参加する共同保険を組成する場合、引受けに係るリスクの分散や平準化を図るために**共同保険を組成しなければそうしたリスク等に対応できないか十分に検討すべき**
- ◆ **損害保険代理店**
 - 幹事会社、引受割合、保険料率等の決定に関与すれば**独占禁止法の違反行為者となり得る**
 - 乗合代理店の場合、各損害保険会社の情報が集約されやすいことから、**競争制限的な行為につながることを十分に留意が必要**
- ◆ **保険契約者**
 - 共同保険を**適正な競争環境の下で調達できるように調達の方法等について留意**することが望ましい
 - （例）保険仲立人（保険ブローカー）の活用も選択肢

※1 損害保険代理店とは、損害保険会社からの委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理等を行う者である。

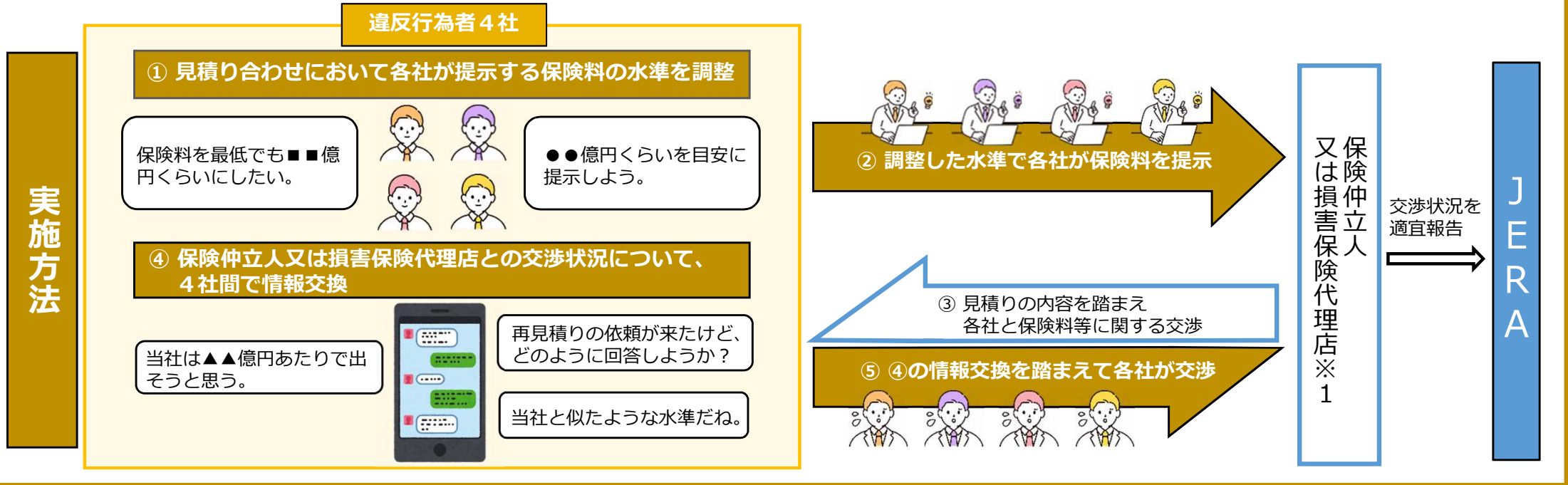
※2 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）を保険契約者とする損害保険に関する件

違反行為者	排除措置命令	課徴金納付命令
三井住友海上火災保険株式会社	○	○
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	○	○
損害保険ジャパン株式会社	○	○
東京海上日動火災保険株式会社	○	—

保険契約者	株式会社 J E R A
発注方法	見積り合わせ ※1 保険仲立人又は損害保険代理店が契約締結を媒介
対象保険	本件財物・利益保険（共同保険※2）
J E R A が見積り合わせの方法により発注する財物・利益保険のうち、1 回の事故につき保険金の支払限度額を 1 5 0 0 億円とする保険 ※2 共同保険の概要については全体概要参照	

違反行為の概要

合意 本件財物・利益保険について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料の水準を調整すること等によって **保険料を引き上げ又は維持する**



実施状況 令和 2 年から令和 5 年までに更改された本件財物・利益保険の **全てについて、保険料を引き上げ又は維持できるようにしていた**

本件財物・利益保険の取引分野における競争を実質的に制限

コスモ石油株式会社を保険契約者とする損害保険の引受損害保険会社に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について（別紙 2 概要）

違反行為者	排除措置命令	課徴金納付命令
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	○	○
損害保険ジャパン株式会社	○	○
三井住友海上火災保険株式会社	○	○
東京海上日動火災保険株式会社	○	—

保険契約者 コスモ石油株式会社

発注方法 見積り合わせ等

対象保険 本件製油所包括保険（共同保険※）

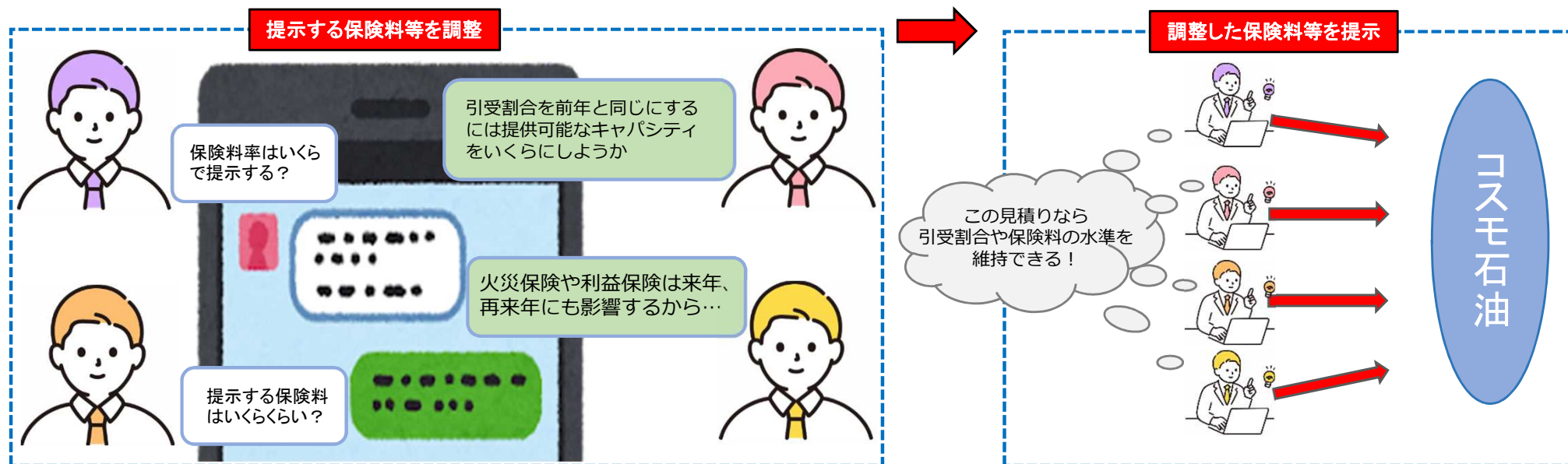
製油所を対象とした地震保険、火災保険、利益保険

※共同保険の概要については全体概要参照

違反行為の概要

合意 本件製油所包括保険について、
見積り合わせにおいて各社が提示する保険料等を調整することによって**各社の引受割合及び保険料の水準を維持する**

実施方法



実施状況 令和 2 年から令和 4 年までに更改された本件製油所包括保険の**全てについて、各社の引受割合及び保険料の水準を維持していた**

本件製油所包括保険の取引分野における競争を実質的に制限

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構を保険契約者とする損害保険の引受損害保険会社らに対する
排除措置命令及び課徴金納付命令について（別紙 3 概要）

違反行為者	排除措置命令	課徴金納付命令
三井住友海上火災保険株式会社	○	○
損害保険ジャパン株式会社	○	○
東京海上日動火災保険株式会社	○	—
共立株式会社（損害保険代理店）	○	—

※ 以下、共立を除く 3 社をまとめて「3 社」という。

保険契約者

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
(JOGMEC)

発注方法

一般競争入札

対象保険

本件備蓄基地保険（共同保険※）

JOGMEC が管理する国家石油・石油ガス備蓄基地等を対象とする企業財産包括保険、火災通知保険、土木構造物保険及び総合賠償責任保険

※ 共同保険の概要については全体概要参照

違反行為の概要

合意

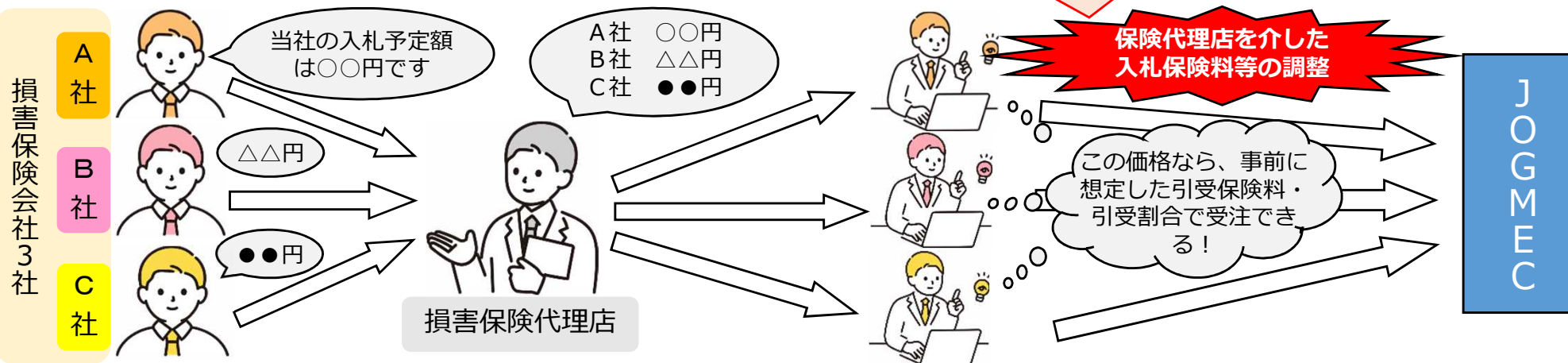
本件備蓄基地保険について、

- ・ 3 社は、共立を介して入札保険料等を決定し、入札において、3 社が事前に想定した引受保険料及び引受割合で受注できるようにする
- ・ 共立は、3 社が入札保険料等を決定できるように協力する

① 共立は、3 社が入札保険料等に係る情報を適時に 3 社から入手し、他の 2 社に共有

② 3 社は、共立を介して入札保険料等を決定するとともに、入札において、決定した入札保険料を提示等

実施方法



実施状況

令和 2 年から令和 4 年までに更改された本件備蓄基地保険の全てについて、共立は、3 社が入札保険料等を決定できるように協力し、3 社は、3 社が事前に想定した引受保険料及び引受割合で受注していた

本件備蓄基地保険の取引分野における競争を実質的に制限

違反行為者

排除措置命令

課徴金納付命令

三井住友海上火災保険株式会社

○

○

損害保険ジャパン株式会社

○

○

東京海上日動火災保険株式会社

○

—

保険契約者

シャープ株式会社

発注方法

見積り合わせ

対象保険

本件マリン保険（共同保険※ 1）

保管中又は輸送中のシャープ製品等を補償対象とし、「SHARP GLOBAL STP PROGRAM」という名称で見積り合わせされる損害保険 ※ 1 共同保険の概要については全体概要参照

違反行為の概要

合意

本件マリン保険について各社の見積保険料を調整することによって保険料の水準を維持する

見積保険料の調整・決定

三井住友海上が定めた見積保険料の水準を共有し、3社は当該水準を基準として、三井住友海上の見積保険料が最も低くなるように自社の見積保険料を調整・決定する※ 2

※2 三井住友海上は、毎年、本件マリン保険の幹事会社に指定されていた。

当社の見積保険料は〇〇円です。

では、〇〇円より高い××円で

当社は、〇〇円より高い△△円で

この見積保険料なら、保険料の水準を維持できる！

調整した見積りを提示

シャープ

実施方法

実施状況

令和2年から令和4年までに更改された本件マリン保険の全てについて、保険料の水準を維持していた

本件マリン保険の取引分野における競争を実質的に制限

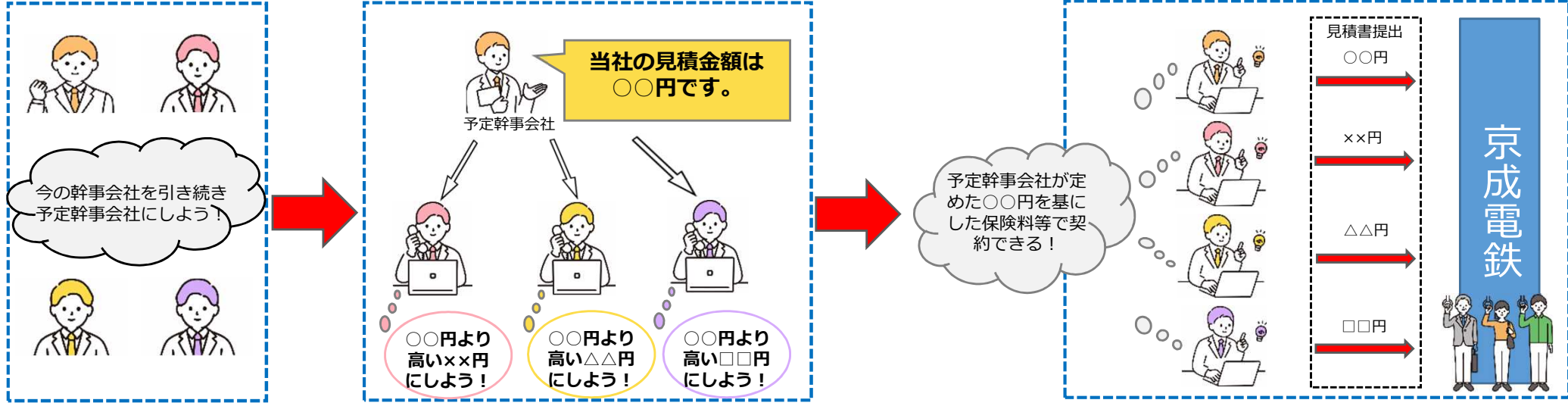
違反行為者	排除措置命令	課徴金納付命令
三井住友海上火災保険株式会社	○	○
東京海上日動火災保険株式会社	○	○
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	○	○
損害保険ジャパン株式会社	○	—

違反行為の概要

合意

本件グループ包括保険について、
①予定幹事会社を決定する、②予定幹事会社以外の者は、予定幹事会社が幹事会社を選定されるように協力する、③予定幹事会社が定めた見積金額を基にした保険料等で契約できるようにする

実施方法



実施状況

本件グループ包括保険の全てについて、予定幹事会社が幹事会社となり、予定幹事会社が定めた見積金額を基にした保険料等で契約していた

本件グループ包括保険の取引分野における競争を実質的に制限

保険契約者 京成電鉄株式会社

発注方法 見積り合わせ

対象保険 本件グループ包括保険
（※共同保険）

京成電鉄が見積り合わせの方法により発注する京成電鉄を保険契約者とする鉄道総合財産保険、鉄道賠償責任保険及び副業総合保険の総称

※共同保険の概要については全体概要参照

警視庁が発注する損害保険の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について（別紙 6 概要）

違反行為者	排除措置命令	課徴金納付命令
損害保険ジャパン株式会社	○	○
東京海上日動火災保険株式会社	○	—
三井住友海上火災保険株式会社	○	—

発注者	警視庁
発注方法	希望制指名競争入札
対象保険	任意自動車保険

違反行為の概要

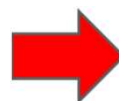
合意

任意自動車保険について、
受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるよう協力する

実施方法

あらかじめ
損保ジャパンを受
注予定者とする

警視庁
任意自動車保険



入札価格〇〇円以
上をお願いします。

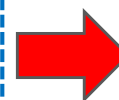
了解し
ました

東京海上

損保ジャパン

分かり
ました

三井住友海上



損保ジャパン
自ら定めた入札価格を提示

電子入札

東京海上

損保ジャパンの入札価格を上回る入札
価格を提示

三井住友海上

実施状況

警視庁発注の任意自動車保険の**全てを**、**損保ジャパンが受注していた**

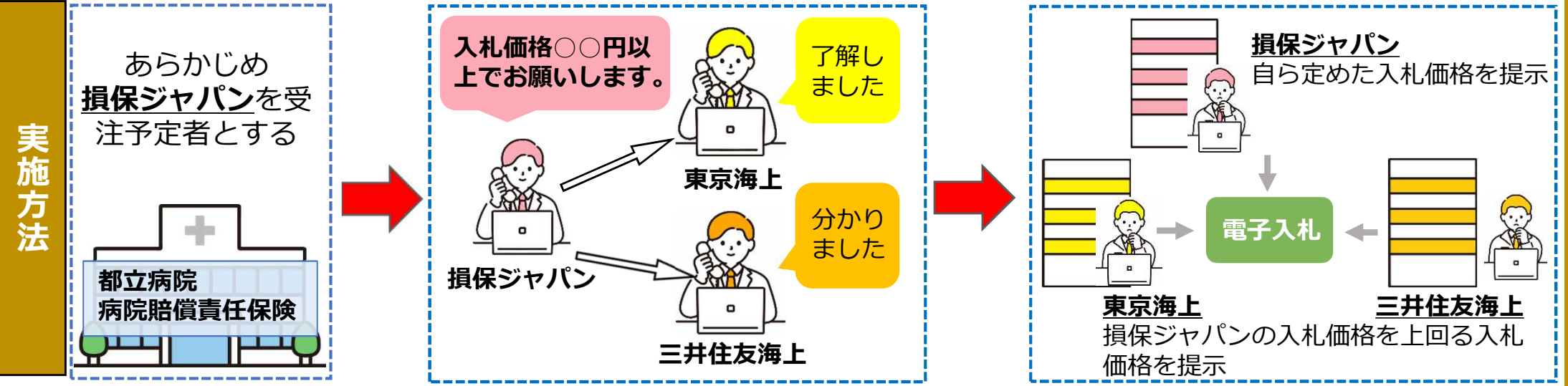
警視庁発注の任意自動車保険の取引分野における競争を実質的に制限

違反行為者	排除措置命令	課徴金納付命令
損害保険ジャパン株式会社	○	○
東京海上日動火災保険株式会社	○	—
三井住友海上火災保険株式会社	○	—

発注者	東京都
発注方法	希望制指名競争入札
対象保険	病院賠償責任保険
対象となる病院における医療上の事故、建物及び施設の使用又は管理における事故、医療行為以外の業務上の事故並びに給食等の事故により、病院の開設者が支出した損害賠償金、訴訟費用等の諸費用をてん補することを内容とするもの	

違反行為の概要

合意 病院賠償責任保険について、
受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるよう協力する



実施状況 東京都発注の病院賠償責任保険の全てを、損保ジャパンが受注していた

東京都発注の病院賠償責任保険の取引分野における競争を実質的に制限

違反行為者	排除措置命令	課徴金納付命令
損害保険ジャパン株式会社	○	—
東京海上日動火災保険株式会社	○	—
三井住友海上火災保険株式会社	○	—

違反行為の概要等

違反行為の背景

3社の営業担当者は、かねてから、自社が取り扱う企業向け損害保険について、見積り合わせが実施されている場合には、見積金額等の引受条件に関し、他の損害保険会社との間での情報交換が行われていることがあることを認識



電話でのやりとり
や
カラオケ店での会合



合意

合意

本件損害保険について、見積り合わせにおいて各社が提出する見積りを調整することによって保険料を引き上げること及び地震特約に係る保険期間を1年とすること

実施状況

事前の調整を踏まえた見積りを提出することにより、保険料をおおむね引き上げ、かつ、地震特約に係る保険期間を1年として、令和4年更改契約を締結

保険契約者

仙台国際空港株式会社

発注方法

東急保険コンサルティング株式会社（保険代理店）を介した見積り合わせ

対象保険

本件損害保険（共同保険※）

企業財産包括保険、土木構造物保険及び
空港管理者賠償責任保険

※共同保険の概要については全体概要参照

令和4年更改契約における本件損害保険の取引分野における競争を実質的に制限

違反行為者	排除措置命令	課徴金納付命令
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	○	—
損害保険ジャパン株式会社	○	—
東京海上日動火災保険株式会社	○	—
三井住友海上火災保険株式会社	○	—

違反行為の概要等

違反行為の背景

- ・ 4 社の営業担当者は、**かねてから**、自社が取り扱う企業向け損害保険について、見積り合わせが実施される場合には、見積金額等の引受条件に関し、他の損害保険会社との間での**情報交換が行われていることがあることを認識**
- ・ 損保ジャパン、東京海上、三井住友海上の営業担当者は、**仙台国際空港が令和 4 年 7 月 1 日更改に向けて実施した見積り合わせ**において**情報交換をして見積りを提出することにより、保険料をおおむね引き上げるなどしていた。**

保険契約者

東急株式会社

発注方法

東急保険コンサルティング株式会社
(保険代理店) を介した見積り合わせ

対象保険

本件損害保険（共同保険※）

企業財産包括保険 及び 企業総合賠償責任保険

※共同保険の概要については全体概要参照



合意

本件損害保険について、
見積り合わせにおいて各社が提出する見積りを調整することによって**保険料を引き上げ又は維持すること**

実施状況

事前の調整を踏まえた見積りを提出

令和 5 年更改契約における本件損害保険の取引分野における競争を実質的に制限

<合意の消滅>

- ・ 東急は、見積りが 4 社による**保険料の事前の調整を想起させるもの**であったことから、損保ジャパンに対して**保険料の調整に関する疑義を示唆するメールを送信**。損保ジャパンは 4 社による保険料の事前の調整を認めた。その後、残る 3 社に対しても、保険料の事前の調整の事実を確認した旨を告げた。
- ・ 損保ジャパン、三井住友海上及びあいおいは、**令和 4 年 12 月 27 日までに、合意に基づかない見積りを再提出した。**